

地方公共団体情報システム機構代表者会議会議録

1 開会の日時及び場所

(1) 開会の日時

平成 29 年 6 月 28 日（水）15 時 00 分～15 時 55 分

(2) 場所

地方公共団体情報システム機構 会議室

2 出席委員の氏名

(1) 出席委員

委 員 飯泉 嘉門

〃 藤原 忠彦

(2) 欠席委員のうち、地方公共団体情報システム機構定款第 10 条第 3 項に規定する代理人による表決の委任をした委員の氏名、当該委任を受けた者の氏名

委 員 清水 庄平 受任者 清水 聖士

(3) 欠席委員のうち、地方公共団体情報システム機構定款第 10 条第 3 項の規定に基づき書面をもって表決した委員の氏名

委 員 須藤 修

〃 新川 達郎

〃 藤原 静雄

3 議事の要領

別紙のとおり

4 議決した事項及び賛否の数

(1) 平成 28 年度決算について

賛 否 の 数：全員賛成

(2) 平成 29 年度 6 月補正予算（案）について

賛 否 の 数：全員賛成

(3) 自治体中間サーバー・プラットフォーム ASP サービス利用に係る平成 29 年度負担金について

賛 否 の 数：全員賛成

(4) 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る
平成 29 年度交付金について

賛 否 の 数 : 全員賛成

(5) 定款の変更について

賛 否 の 数 : 全員賛成

以 上

地方公共団体情報システム機構

代表者会議議長 飯泉 嘉門

(別紙) 議事の要領

1 開会

理事長 7月18日から予定されている情報連携の試行運用開始に向けて、当機構が現在実施している取組についてご説明させていただきたい。

今後、コンビニ交付サービスに加えてマイナポータルのように、直接住民を対象とした事業が拡大することから、自治体の先にいる住民をもっと意識し、事業を実施するよう風土改革に取り組んでいる。

もう一つは、自治体に迷惑をかけないよう、障害の未然防止、仮に障害が発生した場合でも早期復旧できるよう、次の対応策を実施している。

- ① システムを常に見える化し、予防保守に努める。
- ② システムリリース時において、自治体の繁忙日の回避や、一部自治体への先行適用など、リスクを最小限にした形でリリースする。
- ③ 障害が仮に発生した場合でも、影響を極力機構内にとどめ、住民に影響がないように努める。仮に影響があった場合でも早期復旧する。こうした住民への影響を最小化するための計画について、障害発生時のテストも含めて実施する。

これらは言わば守りの体制であるが、最後に攻めの体制として、システムの共同化など小規模自治体の支援並びにマイナンバーカード及びマイキープラットフォームの民間ビジネスでの利活用推進のためのエンゲージメント活動にも積極的に取り組んでまいりたい。

2 議決事項

(1) 平成 28 年度決算について

議長 議案第1号について事務局からご説明願いたい。
併せて、経営審議委員会における意見についても、ご報告願いたい。

事務局 (議案第1号及び経営審議委員会の意見報告)

議長 事務局の説明について、質問又は意見はないか。
(意見及び質問なし)

議長 議案第1号については、原案のとおりでよろしいか。
(異議なし)

議長 議案第 1 号については、原案のとおり決定する。

(2) 平成 29 年度 6 月補正予算（案）等について

議長 続いて、議案第 2 号から議案第 4 号については、一体として議論すべきと考えるので、事務局から続けてご説明願いたい。

事務局 （議案第 2 号から議案第 4 号の内容説明）

議長 事務局の説明について、質問又は意見はないか。

委員 月刊 J-LIS の作成に係る業務委託事業者の選定は入札で行うのか。

事務局 ご認識のとおり。

議長 議案第 2 号から議案第 4 号については、原案のとおりでよろしいか。
（異議なし）

議長 議案第 2 号及び議案第 4 号については、原案のとおり決定する。

(3) 定款の変更について

議長 続いて、議案第 5 号について事務局からご説明願いたい。

事務局 （議案第 5 号の内容説明）

議長 事務局の説明について、質問又は意見はないか。
（意見及び質問なし）

議長 議案第 5 号については、原案のとおりでよろしいか。
（異議なし）

議長 議案第 5 号については、原案のとおり決定する。

3 報告

議長 報告事項について事務局からご報告願いたい。

事務局 (報告事項について報告)

議長 事務局からの報告について質問又は意見はないか。

委員 機構職員には、情報連携に向けて最前線で取り組んでいただき感謝している。この7月から情報連携の試行運用が開始するが、万が一、システムに障害があった場合、住民への説明責任は、市区町村の窓口職員、最終的には市区町村長にあるので、混乱が生じないように万全の支援体制を構築願いたい。

また、将来に向けて、小規模自治体の抱える問題への支援策についても、検討いただきたい。

議長 委員の話はまさにもっとものことである。平成28年1月のカード管理システムの障害では、最前線の市区町村は大変な思いをした。障害が発生した場合でも、早急に復旧できる、住民に影響を出さないことが重要である。しかし、万が一、住民に影響が出た場合には、市区町村の担当職員及び市区町村長が説明責任を果たせるように十分な情報提供ができるよう、機構には事前の準備も含めて対応願いたい。

また、委員から話のあった小規模自治体対策について、積極的に対応願いたい。

理事長 現在、関係機関と障害発生時の対応体制を検討しているところ。障害発生時には、例えば市区町村の担当職員にはウェブページで、市区町村長にはホットラインなど、それぞれに合った方法で速やかに必要な情報を提供することを考えている。

併せて、小規模自治体の抱える問題の解決のために、システムの共同化の推進等についても支援してまいりたい。

4 閉会

議長 本日、予定していた議事は全て終了した。
以上で、第20回代表者会議を閉会する。

以上